

◎新潟県告示第988号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、平成23年10月25日新潟県告示第1320号により指定した要措置区域の全部について指定を解除する。

令和6年9月6日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定を解除する要措置区域  
五泉市駅前一丁目372番12の一部
- 2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
シスー1, 2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン
- 3 講じられた実施措置  
原位置での浄化による除去